

船舶事故調査報告書

令和8年4月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和7年6月13日 12時頃）
発生場所	不明（広島県尾道市土生港内）
事故の概要	漁船金比羅丸が航行中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和7年7月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 金比羅丸、1.0トン HS3-35547（漁船登録番号）、個人所有 7.12m (Lr) × 1.79m × 0.60m、FRP ディーゼル機関、52.2kW、昭和51年7月 第280-4067号（船舶検査済票の番号） （写真1参照）
	
	写真1 本船
乗組員等に関する情報	船長 88歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月5日 免許証交付日 令和5年7月7日 （令和11年4月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南～南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時（小潮）、潮流 南東流約0.7～1.3ノット（kn）（長崎瀬戸）</p>
<p>事故の経過</p>	<p>船長は、家族に一本釣り漁に行くと言え、令和7年6月13日08時頃自宅を出た。</p> <p>本船は、尾道市^{いんの}因島土生町に所在する船溜まり（以下「本件船溜まり」という。）に係留されていた。</p> <p>僚船の船長は、12時頃、本件船溜まりの南南東方にある別の船溜まりで、無人の状態の本船が同船溜まりの南側の防波堤（土生港島前防波堤灯台から南南東方約400m付近）にぶつかりながら、微速力（約2kn）で南南東進していたのを見た。</p> <p>本船は、土生港島前防波堤灯台から南南東方約750m付近に係留中の小型船舶の錨索に、プロペラが絡まって停止した。</p> <p>船長は、13時頃、本件船溜まりで、うつ伏せの状態で見つかる場所を発見された。</p> <p>（図1 参照）</p>
	
	<p>図1 事故発生場所概略図</p> <p>船長が所属する漁業協同組合の組合長は、119番及び110番通報した。</p> <p>船長は、来援した消防隊員によって海から引き揚げられ、尾道市内の病院に搬送されたが、医師によって死亡が確認され、死因は短時間の溺水であり、死亡推定時刻は13日午前と検案された。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 本船発見時の状況に関する情報</p> <p>主機のスロットルレバーは、微速力前進の位置であった。</p> <p>舷縁には擦過痕があったが、衝突痕のような大きな損傷はなか</p>

った。

船体中央部のいけすの蓋は閉まっており、たこが一匹入っていた。

漁具は、道糸（釣り糸）にテンヤ（錘に針が付いたもの）が取り付けられたもので、道糸は仕掛け巻きに巻き取られて、操縦区画左舷側の通路下に格納されていた。（写真2参照）



写真2 本船の漁具の格納状況

(2) 船長の発見時の状況に関する情報

船長は、作業着及びズボンを着用し、靴を履いていた。

船長は、救命胴衣を着用しておらず、船長の救命胴衣及び携帯電話は、本船の操縦区画で発見された。

(3) 本船の操縦区画等に関する情報

中央部にある操縦区画には、左舷側に操舵輪が、その下部に主機クラッチ及びスロットルレバーがあった。

操縦区画の舷側部及び船尾部は開放されており、舷縁及び船尾のブルワークの高さは約20～53cmであった。（図2、写真3、写真4参照）

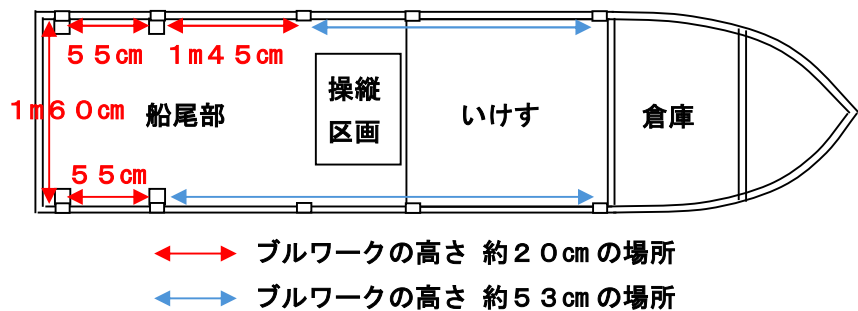


図2 本船の平面図

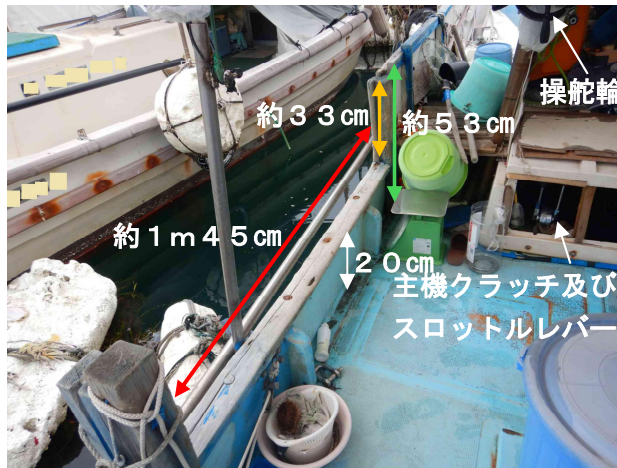


写真3 本船の左舷側ブルワークの状況

(船尾側から左舷を撮影。中央部から船尾部にかけての画像)



写真4 本船の船尾部ブルワークの状況

(4) 船長の操業状況等に関する情報

組合長及び船長の家族によれば、次のとおりであった。

船長は、ふだん、1人で朝出航し、本事故当日と同様に漁場の潮流が緩やかな日であれば、午前中に漁を行い、正午頃、本件船溜まりに帰航していた。

船長は、ふだん、主に愛媛県^{かみじま}上島町^{いきな}生名島北方沖、平内島北方沖の漁場で漁を行っていた。

船長の漁業経験は、70年以上で、専らこの一本釣り漁を行っていた。

船長は、降圧薬を服用していたが、健康状態は良好であった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
なし

船長の死因は、短時間での溺水であった。

(1) 落水の場所及び時間に関する解析

① 本船は、12時頃、無人の状態で本件船溜まりの南南東方に

	<p>ある別の船溜まりの南側の防波堤（土生港島前防波堤灯台の南南東約400m付近）を約2knの微速力で南南東進していた。</p> <p>② 船長は、13時頃、本件船溜まりでうつ伏せの状態で見られた。</p> <p>③ 船長は、漁具が仕掛け巻きに巻かれた状態で操縦区画の下に格納されていたことから、ふだんどおり漁を終えて、本件船溜まりに帰航していた可能性がある。</p> <p>④ ②から、船長は、本件船溜まりの出入口付近で落水し、本件船溜まりに向かって泳いだか又は流されて、本件船溜まりに入った可能性がある。</p> <p>①～④から、船長は、本件船溜まりの出入口付近で落水した可能性があると考えられる。（図1参照）また、落水した時間は、本件船溜まり出入口と①の位置が近いことから、12時頃であった可能性があると考えられる。</p> <p>(2) 落水に至った状況等に関する解析</p> <p>船長は、本件船溜まりへの帰航中、付近を航行中の船舶の航走波を受けて動揺等した際に、ブルワークの高さが低い左舷側から落水した可能性があるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も十分に得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が土生港内を航行中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、航行中、操船に専念するとともに落水しないよう注意し、不安定な態勢でブルワーク寄りに立たないようにすること。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板では常時救命胴衣を着用すること。 ・ 小型漁船の一人乗りの船長は、落水時の連絡手段として、防水ケースに入った携帯電話を携帯しておくこと。